

## 【自由診療費】港区特定不妊治療費助成金制度Q & A

| 制度全体について |                                              |                                                                                                                                                               |
|----------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1        | どのような制度ですか。                                  | 「体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲 別紙2」に掲げるA～Fに該当する治療と併せて、先進医療会議で審議中の治療等(保険適用外の治療)を受けたことにより、治療全体が全額自己負担となる治療費について助成を行う制度です。(男性不妊治療を含む)                                  |
| 2        | 助成金額はいくらになりますか。                              | 自由診療に要した自己負担額を助成します。<br>(1回の助成上限30万円)                                                                                                                         |
| 3        | 年齢要件はありますか。                                  | 「1回の治療」の開始日における妻の年齢が43歳未満であることが要件です。                                                                                                                          |
| 4        | 助成回数の制限はありますか。                               | 治療開始日における妻の年齢が40歳未満の場合は6回、40歳～42歳の場合は3回が上限です。<br>※助成を受けた回数が上限に満たない場合でも、妻の年齢が43歳以上で開始した治療は対象外となります。<br>※助成を受けた後、出産した場合と妊娠12週以降に死産に至った場合は、これまで受けた助成回数はリセットされます。 |
| 5        | 所得制限はありますか。                                  | ありません。                                                                                                                                                        |
| 6        | 住所要件はありますか。                                  | (1) 夫婦の両方又は一方が、特定不妊治療の開始日から助成金の申請日まで、連続して港区に住民登録をしていること。<br>(2) 申請日に夫婦の一方だけが港区内に住所を有する場合は、港区内に住所を有する者の所得が他方の所得を上回ること。(ただし、所得を上回る者が国外に居住している場合はその限りではありません。)   |
| 7        | 対象となる「自由診療」とはどのようなものですか。                     | 本来、保険適用となる治療「体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲 別紙2」と併せて、厚生労働省が定める先進医療に該当しない治療・技術・薬剤等を実施したために、治療全体が全額自己負担となる治療です。(男性不妊治療を含む)<br>日本産婦人科学会に登録されている医療機関で実施したものに限りま          |
| 8        | 特定不妊治療が保険適用となる以前の助成金制度を受けたことがありますが、回数に含めますか。 | 過去の助成制度の回数は含めません。                                                                                                                                             |
| 9        | いつから受付開始ですか。                                 | 本制度は、令和5年1月1日から実施しています。申請に必要な様式は、港区ホームページよりダウンロードできます。                                                                                                        |

| 対象となる要件 |                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1       | 助成の対象となる要件はなんですか。                                                                               | <p>(1) 治療の開始日から助成金の申請日まで、婚姻をしている夫婦であること。事実上の婚姻関係も対象です。</p> <p>(2) 夫婦の両方又は一方が、特定不妊治療の開始日から助成金の申請日まで、連続して港区内に住民登録をしていること。</p> <p>(3) 申請日に夫婦の一方だけが港区内に住所を有する場合は、港区内に住所を有する者の所得が他方の所得を上回ること。<br/>(ただし、所得を上回る者が国外に居住している場合はその限りではありません。)</p> <p>(4) 「1回の治療」の開始日における妻の年齢が43歳未満であること。</p> <p>(5) 日本産婦人科学会に登録されている医療機関であること。</p> <p>(6) 同一の特定不妊治療に対して同種の助成を受けていないこと。</p> |
| 2       | 治療開始日は事実婚でしたが、申請日現在は法律上の結婚をしています。助成金の申請は可能ですか。                                                  | 「1回の治療」の開始日から事実婚であれば対象となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 申請書の書き方 |                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 1       | 港区特定不妊治療費（先進医療、自由診療）助成金支給申請書（第1号様式）の申請者は治療の対象者（妻）でなくてはならないのですか。                                 | 治療の対象者（妻）だけではなく、夫でも申請できます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 2       | 外国籍なのですが、通称名を使用することはできますか。                                                                      | <p>通称名を使用することができます。ただし、以下のことが要件です。</p> <p>(1) 住民登録上も通称名を登録していること。</p> <p>(2) 振込口座が通称名であること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 3       | 港区特定不妊治療費（先進医療、自由診療）助成金支給申請書（第1号様式）の年齢はどの時点の年齢を記載するのですか。                                        | 港区特定不妊治療費（自由診療）事業受診等証明書（第3号様式）の治療開始日時点での年齢を記載してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 4       | 港区特定不妊治療費（先進医療、自由診療）助成金支給申請書（第1号様式）の港区での本事業の助成歴は、申請後承認の連絡がまだ来ていないものがあります。その場合、どのように記載すればよいのですか。 | <p>申請中のものも、助成を受けたとして記入してください。</p> <p>（例）過去3回申請し、2件は承認決定を受け、1件は申請中の場合<br/>⇒港区での本事業の助成歴は3回と記入してください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 5       | 港区特定不妊治療費（先進医療、自由診療）助成金支給申請書（第1号様式）の申請額はどのように記載すればよいのですか。                                       | 自由診療に要した自己負担額を記載してください。ただし、上限額は30万円までです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 6       | 港区特定不妊治療費（先進医療、自由診療）助成金支給申請書（第1号様式）の日付欄はどの時点の日付を記載するのですか。                                       | <p>申請書を記載した日を記載してください。</p> <p>ただし、港区での申請日は郵便局の消印日となりますので、ご注意ください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|   |                                     |                                                                                           |
|---|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 | 振込口座の指定はどの口座でもよいのですか。               | 以下の条件を満たしていることが必要です。<br>(1) 申請者名義の口座であること。<br>※委任状があれば、名義が異なっても可。<br>(2) 普通口座又は貯蓄口座であること。 |
| 8 | 振込口座にゆうちょ銀行を指定する場合、支店名には何を記載するのですか。 | 振込専用の漢数字3桁の支店名及び7桁の口座番号を記載してください。不明な場合は、ゆうちょ銀行窓口にお問い合わせください。また、ゆうちょのホームページでも調べることができます。   |
| 9 | 旧姓の口座は利用できますか。                      | 利用できます。ただし、申請書の空欄に「旧姓口座」と記載してください。※申請後、助成金が振り込まれるまでに口座名義を変更される場合は、必ず港区へ連絡してください。          |

### 申請書類

|   |                                                  |                                                                      |
|---|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 1 | 港区特定不妊治療費（自由診療）助成金の申請に必要な書類はなんですか。               | 港区特定不妊治療費（先進医療、自由診療）助成金制度のご案内の5～6ページ7必要書類の【自由診療費の助成を申請する場合】をご確認ください。 |
| 2 | 戸籍謄本は何か月前のものでもよいですか。                             | 申請受付日から3か月以内に発行されたものが有効です。                                           |
| 3 | 配偶者が国外に出国しているため、課税証明書、住民票が提出できません。               | パスポートの顔写真のページと出入国スタンプが確認できるページ又は戸籍の附票を提出してください。                      |
| 4 | 配偶者が外国籍で、国外に居住しているため、日本に住民票がありません。何を提出すればよいのですか。 | 日本に居住していないと判断できる書類の提出が必要です。<br>（例）国外での在勤・在学証明書等                      |
| 5 | 戸籍謄本が省略できる場合はどのようなときですか。                         | 同一助成年度の2回目以降の申請で、かつ、戸籍に変更がない場合は省略できます。                               |

### 申請期限・助成年度

|   |                               |                                                                                                                           |
|---|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 申請期限はいつになりますか。                | 港区特定不妊治療費（先進医療、自由診療）助成金制度のご案内の2ページ3申請期限をご確認ください。<br>※申請期限を1日でも過ぎてしまった場合、いかなる理由があっても受付することができませんので、必ず申請期限を守ってください。         |
| 2 | 申請期限に間に合いそうにありません。どうしたらいいですか。 | 港区特定不妊治療費（先進医療、自由診療）助成金支給申請書（第1号様式）と合わせて申請期限内に揃えられる書類をすべて添付して提出していただくことで、申請が可能です。その際、不足している書類については、後日提出する旨のメモを必ず添付してください。 |
| 3 | 申請日はいつになりますか。                 | 郵便局の消印日を申請日として取り扱います。申請書に記載された日付が3月31日であっても、消印日が4月1日であれば申請日は4月1日として取り扱います。                                                |
| 4 | 助成金は年何回受けられますか。               | 1年度あたりの上限回数はありません。<br>治療開始日における妻の年齢が40歳未満の場合は6回、40歳～42歳の場合は3回が上限です。                                                       |

|         |                                    |                                                                          |
|---------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 5       | 回数リセットについて教えてください。                 | 助成金の支給を受け、出産（または死産）した方は助成回数はリセットされます。次のお子さんに向けて実施した治療の開始の年齢により、上限は変わります。 |
| 6       | 助成回数制限は先進医療、自由診療それぞれ分けてカウントされますか。  | 先進医療、自由診療合わせた回数となります。<br>（例）先進医療 1 回、自由診療 2 回 合計 3 回                     |
| 7       | 申請書等に記載ミスがあった場合には、申請が無効になってしまいますか。 | 申請が無効になることはありません。港区から書類不備のご連絡をしますので、速やかに対応ください。                          |
| 助成金の振込等 |                                    |                                                                          |
| 1       | 申請してから助成金が振り込まれるまでどのくらいかかりますか。     | 全ての書類が整ってから審査を行うため、振込みまで 2 ～ 3 か月程度かかります。                                |
| 2       | 助成金を受けた場合、確定申告の医療費控除は受けられなくなるのですか。 | 医療費控除については、所管の税務署へお問い合わせください。                                            |